

許可番号 05452018220

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区新木場二丁目11番3号

名 称 コトブキ環境株式会社

代表取締役 吉田 昌美

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長

郡 和 子



この写しは、下記内容を証明する目的に限り、発行するものです。

許可の年月日

令和3年11月24日 産廃情報ネット公開用

許可の有効年月日

令和10年11月23日 2021年月現在

発行者 コトブキ環境株式会社

記入者名

1. 事業の範囲

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダルトイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダルトイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

(日本産業規格 A列4番)

廃石綿等

積替え又は保管は行わない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年11月24日 新規許可

平成23年12月14日 名称変更による書き換え

平成26年12月24日 更新許可

令和3年11月24日 更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

この写しは、下記内容を証明を証する目的に限り、発行するものです。

産廃情報ネット公開用		
発行日	有	現在
2021年 月		
発行者	コトブキ環境株式会社	
	記入者名	